

徳島県告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
海部郡海陽町浅川字入口一の九
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため